

旅行会社各位

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会

貸切バス団体旅行助成について（ご案内）

1 事業の目的

団体観光客の更なる誘致促進を図るため、新たな誘客対策が必要である。この対策として、美祢市、山口市一帯として捉えたエリアへの観光旅行に対し、旅行会社を対象とした旅行商品造成支援を行い、旅行商品の造成及び販売を促進させる。

2 実施期間

- <第1期> 平成29年4月1日～平成29年12月30日まで
- <第2期> 平成30年1月4日～平成30年3月20日まで

3 助成する額

①助成金総額 2,400,000円

*旅行業者単位の限度額は、原則として50万円です。

②貸切バス1台あたりの助成金額

貸切バス1台につき、乗客数（利用実績）に応じて以下の金額を助成します。

乗客数	助成額
15人～19人	15,000円
20人～29人	20,000円
30人以上	30,000円

③圏域内での昼食経費の一部助成

圏域内で昼食を取った場合、一回につき一人当たり200円を助成します。（乗務員、添乗員は含まない）

※実績報告書と併せて領収書の写しを提出してください。

4 助成要件

次の条件をすべて満たしてください。

- ① 山口市湯田温泉旅館協同組合加盟施設（以下の宿泊施設）、美祢市内のいずれかの宿泊施設に1泊以上すること。
- ② 美祢市の秋芳洞入洞を旅程に組み込むこと。
- ③ 山口市内の観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- ④ 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- ⑤ 旅行の出発及び帰着は山口県外であること。
- ⑥ 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
(ア) 企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的

とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの)。

(イ) 発注元が宗教・政治を目的とする団体であるもの。

(ウ) その他、会長が不適当と認めるもの。

西の雅常盤、ホテルかめ福、湯田温泉ユウベルホテル松政、ホテルニュータナカ、古稀庵、松田屋ホテル、プラザホテル寿、湯田温泉西村屋、梅乃屋、ビジネスホテル富士の家、ビジネスホテルうえの、ホテル喜良久、山水園、お多福旅館、入船旅館、割烹温泉旅館西京、ステイズイン山口湯田、一富士旅館、スーパーホテル、グリーンリッチホテル山口湯田温泉、一福、京栄旅館

5 応募資格

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による登録を受けた旅行者で、第 1 種、第 2 種の登録認可を受けた旅行者に対して、予算の範囲内で助成します。ただし、手配旅行に関しては、第 1 種、第 2 種に加えて第 3 種登録も対象とします。

6 申請方法

申請書等様式をメール等で提出してください。

送付先メールアドレス info@akiyoshidai.com

申請書等ダウンロード先：<http://karusuto.com>

7 実施報告書の提出・助成金請求

旅行実施後、実施報告書等を提出（実施日の月末締切り、翌月 7 日まで）してください。助成金の

お支払いは実施報告書受理後 1 ヶ月以内に銀行振込します。

8 応募締切日

応募書類審査後、先着順にて受付けます。また、事業予算が上限になり次第、締め切ります。応募が多数の場合、選考結果により貴意に添えない場合がございます。

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会
(事務局)/(一社)美祢市観光協会)担当:阿野
〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2
TEL 0837-62-0115 FAX 0837-62-0899
E-mail info@akiyoshidai.com

平成29年度 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 誘客推進事業

団体旅行助成金交付要項

第1 目的

この要項は、美祢市・山口市圏域(以下「圏域」という。)の団体観光客の更なる誘致促進、回遊性の向上や滞在消費額の増加を図るため、貸切バスを利用し、圏域内の宿泊、美祢市秋芳洞及び山口市内の観光施設の利用を促進させることを目的とする。

第2 助成対象

「第3 助成要件」を満たし、圏域への旅行を実施した旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた旅行者で、第1種、第2種の登録認可を受けた旅行者に対して、予算の範囲内で助成する。ただし、手配旅行に関しては、第1種、第2種に加えて第3種登録も対象とする。

第3 助成要件

以下の要件を満たし、事前に実行委員会会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した旅行を対象とします。

- ① 【第1期】平成29年4月1日から平成29年12月30日、及び【第2期】平成30年1月4日から平成30年3月20日までの間に、ツアーの催行が完了すること。
- ② 山口市湯田温泉(別表)、美祢市内のいずれかの宿泊施設に1泊以上すること。
- ③ 美祢市の秋芳洞入洞を旅程に組み込むこと。
- ④ 山口市内の観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- ⑤ 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上(乗務員、添乗員は含まない)であること。
- ⑥ 旅行の出発及び帰着は山口県外であること。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - (ア) 企画された旅行が観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの)。
 - (イ) 発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - (ウ) その他、会長が不相当と認めるもの。

第4 助成金の交付額

- ① 助成金の総額 2,400,000 円
※旅行者単位の限度額は、原則50万円までとする。
- ② 貸切バス1台当たりの助成金額
貸切バス1台につき、乗客数(利用実績)に応じて以下の金額を助成する。

乗客数	助成金額
15人～19人	15,000円
20人～29人	20,000円
30人以上	30,000円

③ 昼食経費の一部助成

圏域内で昼食を取った場合、一回につき一人当たり200円を助成する。(領収書の写しを提出)

※乗務員、添乗員は含まない。

第5 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、出発日の10日前までに助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を会長に郵送等で提出すること。

第6 助成金の交付の決定

会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し(別記第2号様式)、申請者に通知する。

第7 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けること。

第8 実績報告

申請者は、助成事業終了後14日以内に実績報告書(別記第4号様式)を会長に郵送等により提出すること。また、請求書(別記第5号様式)も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

第9 助成金の交付

会長は、実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

第10 助成金交付決定の取消等

助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

①申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。

②天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

第11 その他

この要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3 助成要件関係)

地区	宿泊施設
山口市湯田温泉	西の雅常盤、ホテルかめ福、湯田温泉コウベルホテル松政、ホテルニュータナカ、古稀庵、松田屋ホテル、プラザホテル寿、湯田温泉西村屋、梅乃屋、ビジネスホテル富士の家、ビジネスホテルうえの、ホテル喜良久、山水園、お多福旅館、入船旅館、割烹温泉旅館西京、ステイズイン山口湯田、一富士旅館、スーパーホテル、グリーンリッチホテル山口湯田温泉、一福、京栄旅館

別記第1号様式

平成 年 月 日

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 会長 様

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

平成29年度 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 誘客推進事業
団体旅行助成金交付申請書

下記のとおり事業を実施しますので、平成29年度美祢市・山口市観光交流パートナー協議会
誘客推進事業団体旅行助成金交付要項第5の規定に基づき助成金の交付を申請します。

記

- 1 団体名 _____
- 2 旅行期間 平成 年 月 日()~平成 年 月 日()
- 3 運行台数 貸切バス _____ 台
- 4 宿泊先及び宿泊予定人員 宿泊先 _____
宿泊人員 _____ 人
- 5 連絡先 担当者氏名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
E-mail _____
- 6 添付書類 募集型企画旅行の場合…募集チラシ等
手配旅行の場合…行程表

別記2号様式

美山観協第 号
平成 年 月 日

平成29年度 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 誘客推進事業
団体旅行助成金の交付決定について

申請者所在地

申請者名

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度美祢市・山口市観光交流パートナー協議会誘客推進事業団体旅行助成金について交付決定されたので通知します。

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会
会長 大庭達敏

- 1 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- 2 助成金の執行にあたって疑義が生じたときは、その都度協議すること。
- 3 事業予算がなくなり次第、締め切りとする。

別記第3号様式

平成 年 月 日

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 会長 様

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

平成29年度 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会誘客推進事業
変更・中止承認申請書

平成 年 月 日付け美山観協第 号により交付決定通知のありましたこの事業
について、下記のとおり変更・中止したいので、平成29年度 美祢市・山口市観光交流パート
ナー協議会誘客推進事業助成金交付要項第7の規定に基づき申請します。

記

1 変更・中止の理由

別記第4号様式

平成 年 月 日

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 会長 様

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

平成29年度 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会誘客推進事業
実績報告書

平成 年 月 日付け美山観協第 号で交付決定通知のありましたこの事業について、平成29年度美祢市・山口市観光交流パートナー協議会誘客推進事業助成金交付要項第8の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

1 団体名 _____

2 旅行期間 平成 年 月 日()～平成 年 月 日()

3 運行台数 貸切バス _____ 台

4 宿泊人員 宿泊人員 _____ 人

6 添付書類

- ① 秋芳洞の入洞証明書
- ② バス会社の運行証明書
- ③ 宿泊施設の宿泊証明書
- ④ 圏域内で昼食した場合の領収書
- ⑤ 最終行程表

募集型企画旅行の場合…募集チラシ等

手配旅行の場合…行程表

《秋芳洞入洞証明書》

団 体 名	
旅行会社名	
入 洞 日	年 月 日()
入 洞 者 数	人

上記のとおり、秋芳洞の入洞を証明します。

年 月 日

	名称(施設名)
施 設 名	秋 芳 洞 ⑩

※ 様式は秋芳洞の入洞を証明できる書類でも可。

《運行証明書》

団 体 名							
旅行会社名							
運 行 月 日	年 月 日() ~ 年 月 日()						
運 行 区 間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">出発地</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">宿泊地</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">帰着地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td></td> </tr> </table>	出発地	宿泊地	帰着地	~	~	
出発地	宿泊地	帰着地					
~	~						
台数及び車種	台(大型・中型・マイクロ)						

上記のとおり、運行を証明します。

年 月 日

運行会社名	<p>会社名・所在地</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>(記載者氏名 (印))</p>
-------	--

※最終行程表を添付すること。

※様式は上記必要事項を記載した運輸機関(会社)の専用様式でも可。

